

キャンプ場使用の注意

場所：上富良野 和田

- 1 この規則（基準）は上富良野町の使用に適用する。
- 2 使用目的は多目的使用としドローン飛行、アマチュア無線、キャンプ、その他の集会や個人的な休養等として会員及び管理者が許可した者の使用を可能とする。
- 3 会員とは北海道ドローン研究会に所属する正会員を原則とする。
- 4 使用に於いては事前に事務局等に、時期、場所、目的、人数、車の駐車及び火気の使用等について届け出て了解を得る事
- 5 屋外での火気の使用については事前の消防署への届け出が必要です、直火は禁止です、また周辺の可燃物の撤去を行ってください。
- 6 花火の使用は線香花火程度とし打ち上げ花火、ロケット花火は禁止します。
- 7 ペットについては基本的に禁止、但し、他に害を与えないペットや糞尿の処理を飼い主で確実に行える場合については可能です。
- 8 複数の使用者がある場合はお互いに会員同士で使用場所や方法について確認し協力しましょう。
- 9 飲酒については、車の運転前の概ね12時間前までとします。
- 10 ラジオやCDでの音楽は可能ですが極端に大きな音響は常識の範囲で注意しましょう。
- 11 場内での塵は全て分別して持ち帰りを原則とします。
- 12 ドローンの飛行は全て可能です、あらゆるルールに基づいて自己管理をお願いします。
- 13 場内の木々の伐採や土地の形状の変更は不可です、特に河川側、道路側の用地や樹木については管理者に確認をしてください。
- 14 場内の使用範囲は地図に記載の範囲とします、牧草地、隣接土地への立入は可能です。立入範囲を確認してください。
- 15 特にドローンの飛行は隣接の河川「ヌッカクシ富良野川」上空の飛行や北側の「和田草原とどんぐりの郷」は飛行が可能で範囲等については管理者に確認してください。
- 16 使用のお礼として、使用場所の清掃や近隣の片づけ等に心がけましょう。
- 17 入・退場時には管理者に連絡通報をしましょう。